

令和4年1月17日  
一般財団法人石油エネルギー技術センター  
水素エネルギー部

一般財団法人石油エネルギー技術センター  
「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003（2021）」  
の軽微変更の承認について

このたび、下記理由にて、JPEC-S 0003（2021）の軽微変更が必要と考えられるため、改正案を作成いたしました。水素インフラ規格基準委員会委員長および充填関係基準分科会主査のご了解が得られましたので、改正案につきまして充填関係基準分科会の書面開催を実施いたします。

つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きます様お願いいたします。

記

1. 改正理由

令和3年9月13日に制定されたJPEC-S 0003（2021）は従来の表方式の充填技術基準（JPEC-S 0003（2016））に、MCフォーミュラ方式の充填技術基準を追加し、SAE J2601（202005）との比較検証を行ない国内状況に合わせてアップデートも行なったものである。

今回以下の3点について軽微変更を行いたい。

1. 国際容器則容器適用
2. ホンダ MC フォーミュラ関連特許無償開放
3. 未掲載であった付録Dの別表の掲載

1. についてはJPEC-S 0003（2021）制定時に、以下の修正要望のついたコメント付き賛成票において得られたもので、これについて対応すると共に、2.、3.の事項についてもこのタイミングで追加反映することとした。

国際容器則容器適用については、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器との比較検証を行い、根幹に係る部分で差異は認められなかったため、適用範囲に加える。

コメント内容：

原案の適用範囲について、国際相互承認に係る容器保安規則に基づいた圧縮水素を燃料とする自動車に搭載された国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下 UNR 容器）が欠落していると思われます。既に UNR 容器に対する水素充填が行われていること、更に今後 FCV に車載される燃料用容器は UNR 容器が主流になると考えられることから、同容器を適用範囲に明示するべきと考えます。一方で 2021 年 8 月 11 日に開催された第 16 回水素インフラ規格基準委員会に於いて、原案を基に制定された JPEC-S が一般高圧ガス保安規則の例示基準として引用された場合であっても、UNR 容器に対する水素充填に支障はないとの説明がなされました。よって、当該技術基準の次回改訂等の機会に上記の対応をお願いする旨の意見を付して原案に賛成いたします。

2. は本規格にて展開されている MC フォーミュラ方式に係る特許に関する情報であり、ホンダ殿より無償開放する旨表明されたので、解説に情報として記載するものである。

3. は別表 D の元となる SAE J2601 (202005) からの転載であるため、SAE に転載許可を求め、承諾されたので、これを転載するものである。

## 2. 改定案

### 1) 国際容器則容器適用

本文中の p 1 の 2. 適用範囲に明示的に国際容器則容器を追加し、なおかつ p 125 の解説の 1 3) にその理由を解説した。

### 2) ホンダ MC フォーミュラ関連特許無償開放

p 125 の解説の 1 2) に無償開放の件を記載した。

### 3) 未掲載であった付録 D の別表の掲載

付録 D はこれまで、表のタイトルのみを列挙し、SAE からの転載許可が得られたら掲載する旨説明してきたが、転載許可が得られたので、p 62～p 103 に別表 D 1～別表 D 4 2 をタイトルに加え、数値データの入った表として掲載する。